様式第３

（表）

第　　号
交付年月日
有効期間

身　分　証　明　書

住　　所
氏　　名
職　　名
生年月日

写　真

上記の者は、地すべり等防止法第16条第１項の規定により地すべり防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。

主務大臣　　印

（裏）

地すべり等防止法抜粋

第６条　主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

２　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

３　第１項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

４　日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

５　第１項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

６　第１項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有

者に通知して、その者の意見をきかなければならない。
7　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
8　国は、第１項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
9　前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
10　前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。
11　第５項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。
第10条　主務大臣は、次の各号の１に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。
一　地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。
二　地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。
三　地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。
四　地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。
２　主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。
３　主務大臣は、第１項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。
第16条　都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
２　第６条第２項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第８項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。